

- 三、通リ依成レ者事者双方不補停者各一通上ノ保持スルコトス
- 一、長次印刷所ハ将来從書員ト共同ニテ經營スルコト
- 一、長次印刷所ハ月日協定ハ不日迄其双方ニ於テ議定スルコト
- 一、長次印刷所主生ニ從書員ハ舊ニ本經營ニ付減高ク以テ認メスルコト
- 一、從書員ハ明二十三日ヨリ就書スルコト
- 一、長次印刷所主ハ本筆談ニ関シ從書員ノ家族見舞金トシテ從書員ノ日給日分ニ相當スル金額ヲ支給スルコト

一、筆談中ノ會員ノ日給ヲ支給スルコト
昭和六年五月二十二日

印刷所主
從書員

謝停者

長次 大沼 秋山 大沼 秋山 大沼
 長次 大沼 秋山 大沼 秋山 大沼
 長次 大沼 秋山 大沼 秋山 大沼
 長次 大沼 秋山 大沼 秋山 大沼

別紙

要 求 書

- 一、貸付金全部取消ス
- 一、臨時休業撤廃
- 一、公休日給料全部支拂
- 一、公休日出勤ノ場合ハ之割増
- 一、給料ハ父ス方月末日午後二時止ニ確定ニ支拂フコト
- 一、十四日前迄八十日分以上トス
- 一、夜業ハ二割増
- 一、衛生装置完備セヨ
- 一、中元歳暮ハ別紙金額ヲ出せヨ
- 一、現在日給一月五十元以下ハ二割増上ケセヨ
- 一、簡便実呼検査ノ場合ハ日給金額支拂ノコト
- 一、公休上買傷ニ付場合ハ日給金額支拂ノコト
- 一、通リ要求ヲ提出スルモノナリ切テ工場主ハ速クニ五月二十日中ニ返答ス
- 一、若シ返答ナク場合ハ右要求全部ヲ承認ト認ム
- 一、五月二十日

五十通并重
今有袋沙男

大沼義一
秋田幸吉

佐野炳彦
茂永芳雄
代表

阪昌煥
島田里一

金笑雄
小菅孝一

秋山
伊藤山

伊藤三郎
伊藤三郎